

航空保安業務処理規程の一部改正について

1. 背景

平成 22 年 7 月 29 日に東京国際空港に導入した経路指定視認進入（※）については、本邦初の運用方式となることから、管制官及び操縦士の慣熟が図られるまでの間、航空保安業務処理規程（昭和 42 年 3 月 13 日空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程において、平行滑走路に進入する航空機相互間に目視間隔を設定させる旨規定していたところである。

今般、当該方式がこれまで安全上問題なく運用され、また管制官及び操縦士の慣熟も図られたことから、FAA の規定に準拠し、一定の条件を満たす平行滑走路においては、目視間隔を設定しなくても管制間隔があるものとみなすこととするため、同規程の一部について所要の改正を行うこととする。

（※）経路指定視認進入(Charted visual approach—CVA)

航空機が飛行すべき経路及び高度並びに当該飛行に資する顕著な地上物標が視認進入図として公示された視認進入をいう。

2. 改正概要

- ・ Ⅲ管制方式基準（Ⅳ）レーダー使用基準 8－1 視認進入（5）【平行滑走路への視認進入】の一部改正について

次に掲げる条件をすべて満たしている場合は、関連進入機と目視間隔を設定しなくても管制間隔が確保されているものとし、飛行場管制所への通信移管ができるものとする。

- ア 滑走路の中心線の間隔が 1,310 メートル(4,300 フィート)以上分離していること
- イ 平行滑走路のいずれか又は双方に対して経路指定視認進入を実施すること
- ウ 進入許可発出後の双方の飛行経路が交差しないこと

3. スケジュール

施行日：平成 23 年 8 月 25 日